

2025.3.28 伊勢市防災会議



# 令和6年能登半島地震での活動を 踏まえた応援職員受入の要点

藤原 宏之

伊勢市役所危機管理課・主幹

(人と防災未来センターリサーチフェロー)

(国立研究開発法人 防災科学技術研究所 客員研究員)



- 1980 三重県伊勢市生まれ
- 1998 松阪商業高等学校卒業（ギター部 全国大会優勝）
- 1998 小俣町役場入庁
- 2005 伊勢市役所（市町村合併）
- 2019 人と防災未来センターへ派遣(9ヶ月)
- 2024 三重大学大学院 地域イノベーション学研究科博士前期過程修了

## 【研究】

### 【研究キーワード】

災害マネジメント総括支援員  
災害対応プロセス  
都道府県リエゾン  
アクションカード



Research map

<https://researchmap.jp/hiroyukifujiwara>

## 【主な災害対応】

平成28年熊本地震（御船町）  
平成29年台風第21号(伊勢市)  
大阪府北部地震(茨木市・遠隔)  
平成30年7月豪雨(熊野町)  
令和元年東日本台風  
(長野県・埼玉県)  
令和6年能登半島地震（輪島市）  
令和6年奥能登豪雨（輪島市）

## 【趣味】

トレイルランニング  
キャンプ



## 受援における対口支援団体（応援職員）への権限委譲の要点 ＝如何にして応援職員とチームを築くか

### ● 権限委譲の目的

- 応援職員対口支援団体（応援職員）への権限委譲の目的は、業務をより自律的に遂行できるようにすることである。→こと細かく被災自治体職員から指示は無理

### ● 発表における権限委譲の定義

- 本日の発表における権限委譲とは、被災自治体から対口支援団体（応援職員）に対して、割り当てられた業務範囲内での意思決定を行う権限を委譲することを指す。
- 監督責任を伴う監督権限の移譲は含まれない。
- つまり、被災自治体と対口支援団体（応援職員）の間で役割分担を行い、対口支援団体（応援職員）の裁量で判断できる範囲を明確にすることを意図するものである。

**(1) 受援が必要となる背景**

(2) 令和6年能登半島地震での対応

(3) 応援職員への権限委譲の要点

# 災害発生後の業務イメージ

## 発災後に通常業務を縮小し応援を受け応急業務を実施

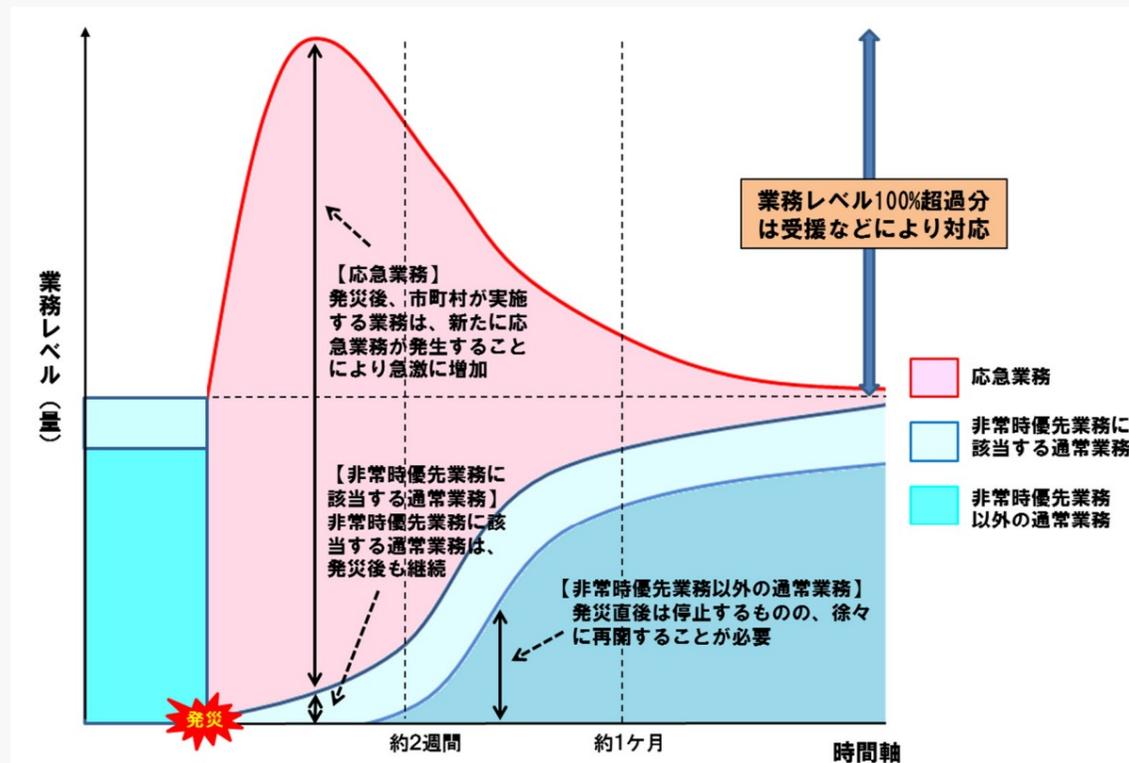


図2 発災後に市町村が実施する業務の推移

出典：内閣府：市町村のための業務継続計画作成ガイド

# 住家被害ってどうやってカウント？

## 1 令和6年能登半島地震による人的・建物被害の状況について



【第154報 令和6年8月21日14時00分現在】

連絡先：危機対策課  
(076-225-1482)

市町名	人的被害(人)					住家被害(棟)					非住家被害(棟)			
	死者	うち災害関連死※	行方不明者	負傷者		小計	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	小計	公共建物	その他
				重傷	軽傷									
金沢市				9	9	30	240	7778			8048		172	
七尾市	14	9		3	17	392	3077	12153			15622	調査中	2733	
小松市	1	1		1	2	1	73	3506			3580			
輪島市	142	40	3	213	303	661	2281	3852	4199		10332	調査中	11198	
珠洲市	122	25		47	202	371	1731	2013	1775		5519	調査中	5938	
加賀市							14	50	2356		2420			
羽咋市	1				7	8	65	525	3126		3716	61	440	
かほく市							9	245	2784		3038		230	
白山市				2	2			749			749			
能美市				1	1	1	11	1711			1723	9		
野々市市				1	1			221			221			
川北町								43			43			
津幡町				2	2	9	81	2732			2822		34	
内灘町	1	1		6	7	122	553	1610			2285	29	604	
志賀町	7	5		7	97	111	557	2422	4429	6	7419	6	3982	
宝達志水町							12	74	1597		1683		124	
中能登町				1	1	2	50	817	3458		4325	1	1301	
穴水町	26	6		32	225	283	395	1291	1685		3371	調査中	3365	
能登町	25	23		26	25	76	241	907	4514		5662	25	3531	
計	339	110	3	335	876	1553	5910	16231	60426	6	5	82578	131	33652

※ 災害関連死：当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの

※ 非住家被害については半壊以上のみ記載

## 場所を変え同じ混乱が繰り返される

# 過去災害の教訓を活かした対応の実現は難しい

## ● 例えば罹災証明書

- 【熊本地震：御船町】 御船町では3,815件の申請があったが発行はゼロ。担当者は「もともと職員が少なく、避難所の運営に人員を割いているため調査の人手が足りない」と嘆く。（2016.5.15 日本経済新聞）



- 【平成30年7月豪雨：広島県熊野町より 到着直後の三重県隊への説明】
  - ・被害の全体像が掴めていない
  - ・避難所運営と救出救助の対応で精一杯
  - ・他のことには手をつけられていない → 罹災証明の準備×



▲熊野町の被災状況  
(藤原撮影)

## 令和5年度の災害救助法適用自治体(都道府県・市区町村重複あり)

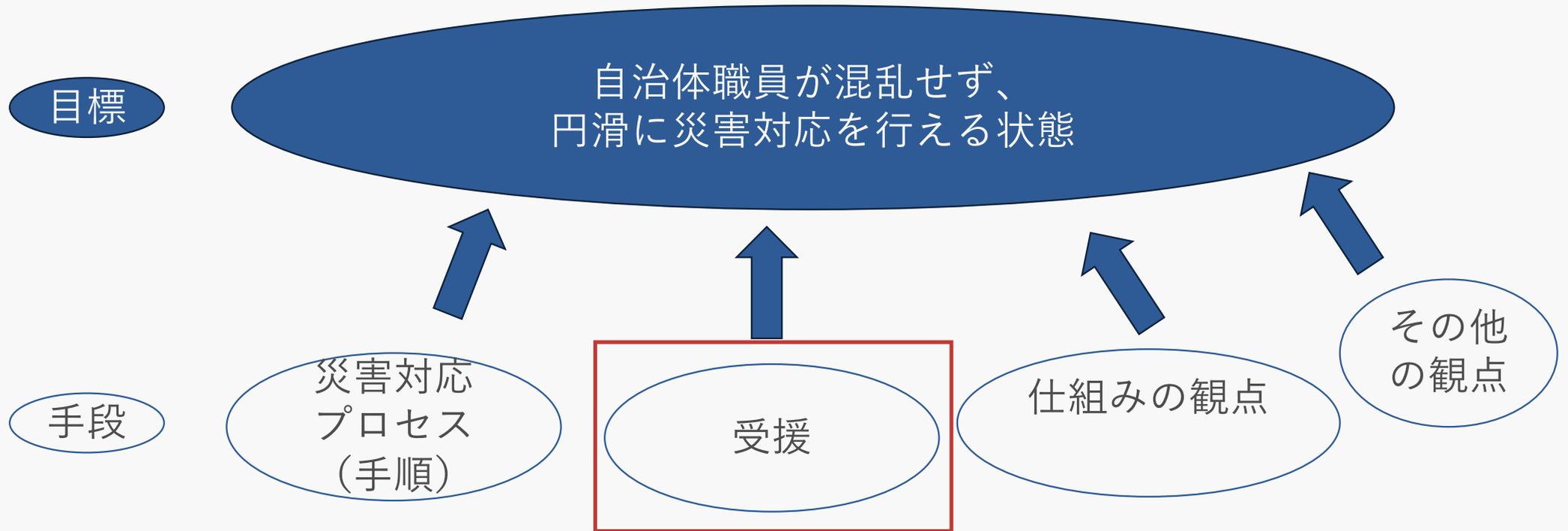
# 約9%の基礎自治体のみが災害救助法適用災害を経験

災害名称	都道府県	市区町村
令和5年石川県能登地方を震源とする地震	1	3
令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号による災害	4	6
令和5年6月29日からの大雨による災害	1	2
令和5年7月7日からの大雨による災害	8	37
令和5年台風第6号の影響による停電	1	34
令和5年台風第7号に伴う災害	3	7
令和5年台風第13号に伴う災害	3	13
令和6年能登半島地震	4	47
令和6年1月23日からの大雪等による災害	1	1
合計	26	150
割合	55.3%	8.7%
都道府県：47・市区町村：1741（都道府県・市区町村共に適用に重複あり）		

出典：内閣府：  
災害救助法の適用  
状況を基に作成

## 本日の検討範囲

# 災害対応経験不足を要点を押さえて補うために



(1) 受援が必要となる背景

**(2) 令和6年能登半島地震での対応**

(3) 応援職員への権限委譲の要点

【令和6年能登半島地震】本事例紹介の目的

- 多くの応援職員を受け入れる業務のうち被害認定調査を事例として、
- 業務に従事できる職員が限られる場合には、**業務運営体制の立ち上げから受援の範囲となり得ることを確認する**
- さらに、円滑に受援を行うために、**応援職員に対して権限を委譲するための要点を確認する**

## 輪島市職員と藤原による被害認定調査チームの立上げ

### 対象自治体



石川県輪島市  
人口 24,608人 (R2国勢調査)

### 対象期間

業務開始～1次調査開始(応援職員)  
(R6年1月6日～R6年1月25日)



▲輪島市税務課の仲間達

## 令和6年能登半島地震の概要

### ● 発生日時

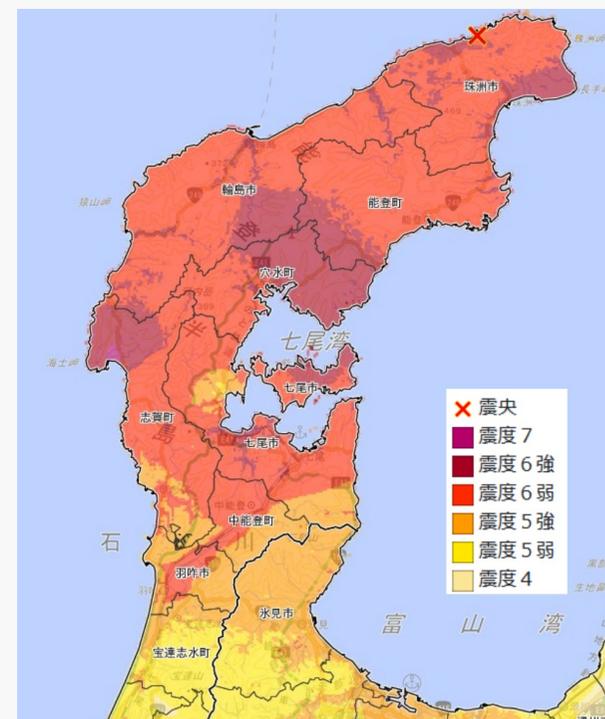
- 令和6年1月 1 日16:10

### ● 震源および規模

- 場所：石川県能登地方
- 規模：マグニチュード7.6（暫定値）
- 震源の深さ：16km（暫定値）

### ● 各地の震度

- 震度7 志賀町・輪島市
- 震度6強 七尾市・珠洲市・穴水町・能登町



令和6年能登半島地震の推計震度分布図  
出典：気象庁

# 基本情報

## 2 人的・住家被害等の状況（消防庁情報：令和7年1月28日14:00現在）

### (1) 人的・住家被害

都道府県	人的被害							住家被害					非住家被害			
	死者	うち災害関連死	行方不明者	負傷者			合計	全壊	半壊	床上浸水	床下浸水	一部破損	合計	公共建物	その他	合計
				重傷	軽傷	小計										
人	人	人	人	人	人	人	棟	棟	棟	棟	棟	棟				
福島県												1	1			
埼玉県												2	2			
新潟県	5	5		11	43	54	59	109	4,102		14	20,155	24,380		68	68
富山県	2	2		14	43	57	59	259	807			21,468	22,534		1,203	1,203
石川県	508	280	2	391	877	1,268	1,778	6,093	18,415	6	5	83,457	107,976	443	36,053	36,496
福井県					6	6	6		12			820	832		10	10
長野県												21	21			
岐阜県					1	1	1					2	2		1	1
愛知県					1	1	1									
京都府												2	2			
大阪府					5	5	5									
兵庫県					2	2	2					1	1			
合計	515	287	2	416	978	1,394	1,911	6,461	23,336	6	19	125,929	155,751	443	37,335	37,778

※富山県の公表情報において住家被害の「未分類」と表記されている情報は本表に反映していない

※石川県の公表情報において非住家被害の「調査中」と表記されている情報は反映していない

# 生活再建の各種制度を利用するために罹災証明書が必要

## 被害認定調査・罹災証明書



市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があつたときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する書面（次項において「罹災証明書」という。）を交付しなければならない。（災害対策基本法第90条の2第1項）

罹災証明書は、各種被災者支援策※の適用の判断材料として幅広く活用されている。

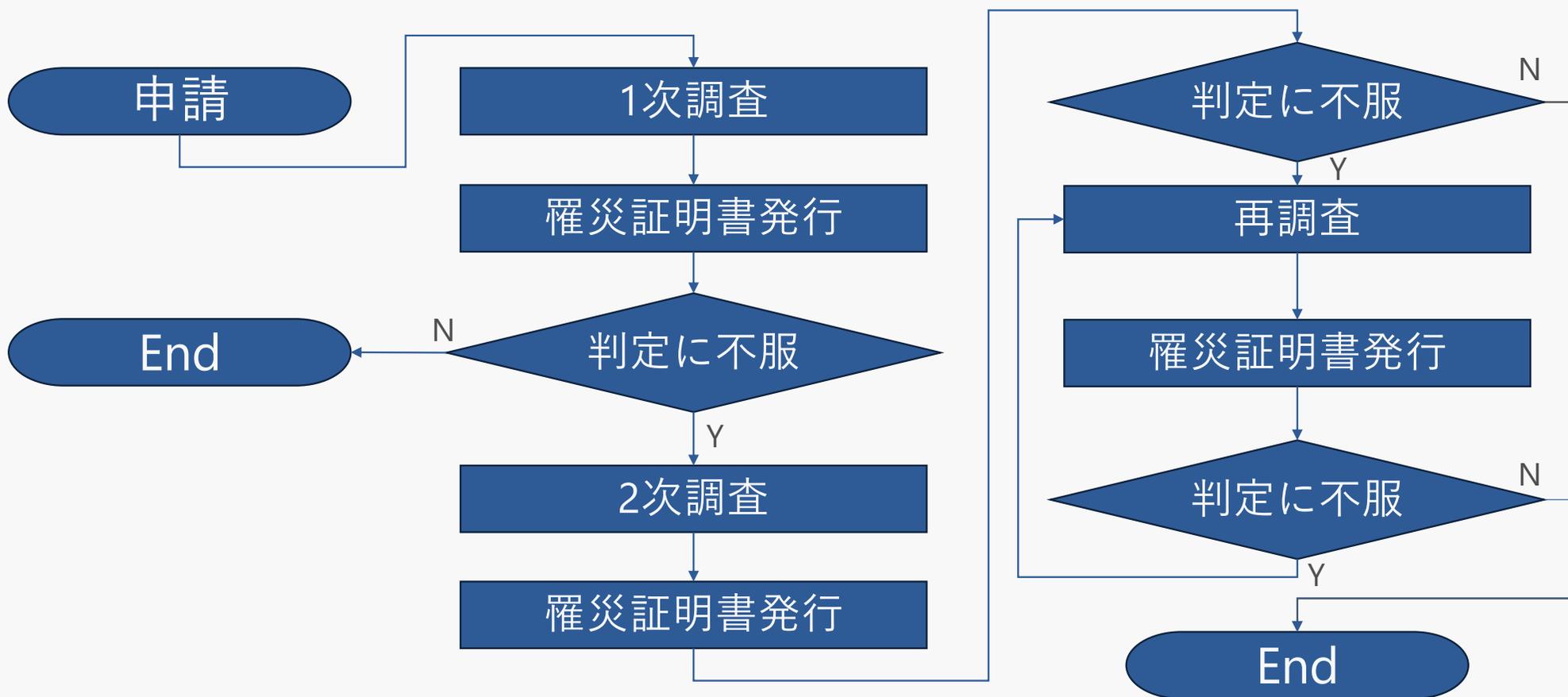
- ※各種被災者支援策 給付 : 被災者生活再建支援金、義援金 等
- 融資 : (独)住宅金融支援機構融資、災害援護資金 等
- 減免・猶予 : 税、保険料、公共料金 等
- 現物給付 : 災害救助法に基づく応急仮設住宅の供与、住宅の応急修理制度 等

### ＜被災から支援措置の活用までの流れ＞



被害認定調査完了までの流れ

1次調査→2次調査→再調査



# なぜ2次申請が行われるのか

## 被害の程度によって支援の内容や金額が異なる



被害区分		対象	配分金額		
			第一次配分	第二次配分	合計
人的	死者・行方不明者	地震により死亡した方のご遺族	20万円	80万円	100万円/人
	重傷者	地震により負傷し、1か月以上の治療を要する見込みの方	10万円	—	10万円/人
住家	全壊	「全壊」と認定された世帯	20万円	80万円	100万円/世帯
	大規模半壊	「大規模半壊」と認定された世帯	15万円	60万円	75万円/世帯
	中規模半壊	「中規模半壊」と認定された世帯	10万円	40万円	50万円/世帯
	半壊	「半壊」と認定された世帯	5万円	20万円	25万円/世帯
	準半壊	「準半壊」と認定された世帯	—	10万円	10万円/世帯
	一部損壊	「一部損壊」と認定された世帯	—	3万円	3万円/世帯

出典：石川県：令和6年能登半島地震災害義援金の配分について

## 不明確な被災自治体と応援職員間の役割分担

### 被害認定調査



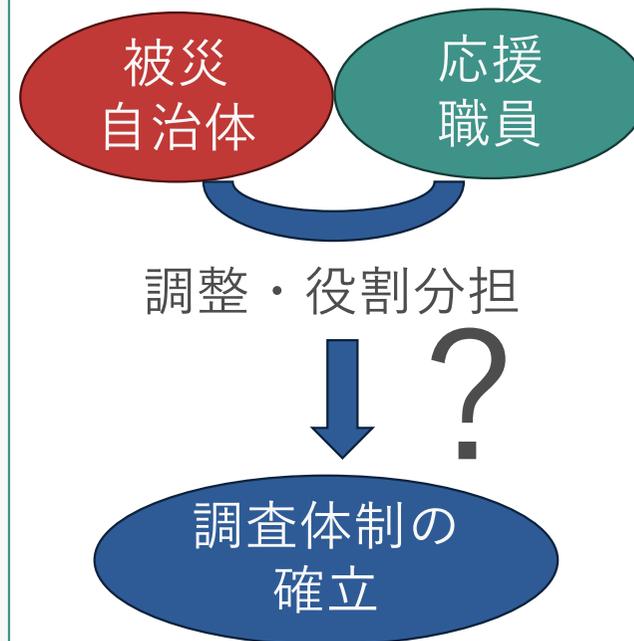
罹災証明書

各種支援制度

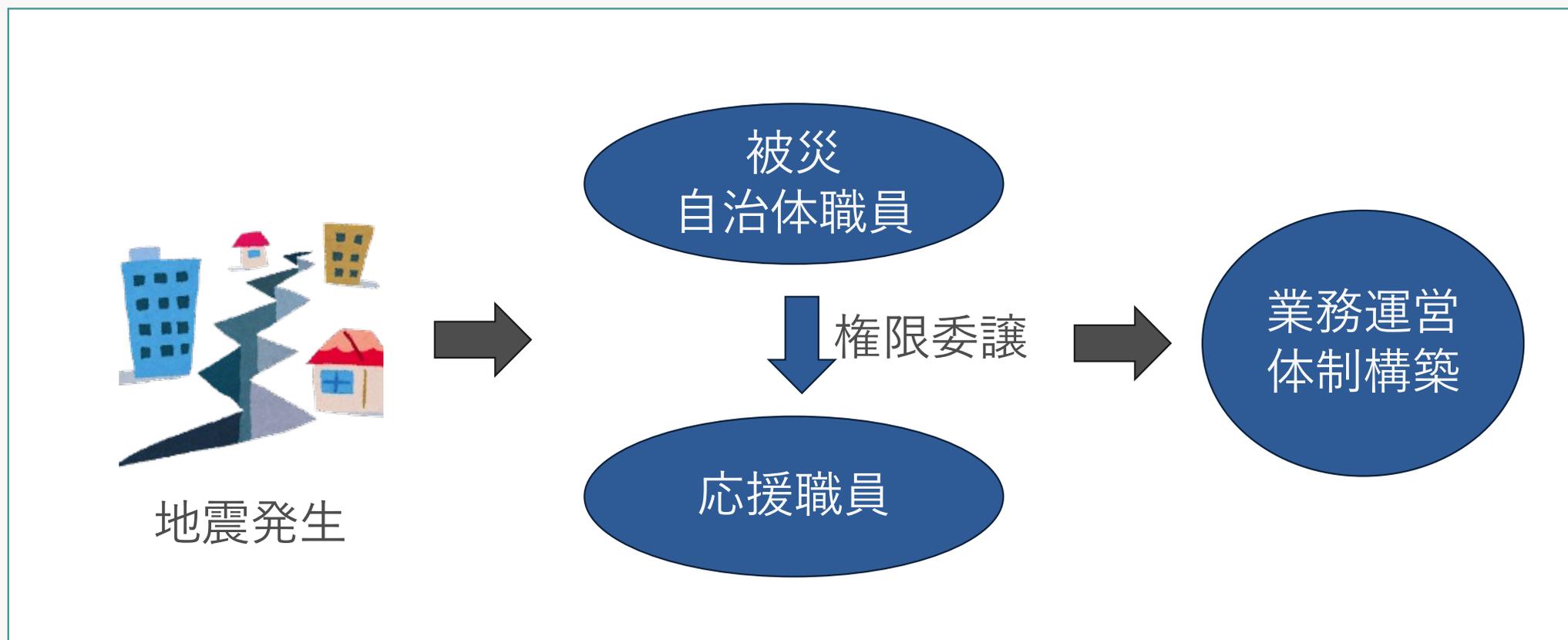
### H28熊本地震の課題

- 益城町の課題<sup>1)</sup>
  - 事前準備
  - 訓練
- 支援団体から見た被災自治体の課題<sup>2)</sup>
  - 調査体制の確立
  - 人員の確保

### 応援職員との調整



## どのような調整を経て業務運営体制が構築されたのか



# 総務省の応援対策職員派遣制度と藤原の活動の位置付け

## (1) 被災市区町村が行う災害マネジメントの支援（「総括支援チーム」の派遣）

### 「総括支援チーム」



- ① **役割** 被災市区町村の長の指揮の下で、被災市区町村が行う災害マネジメントを総括的に支援  
被災市区町村の長への助言、幹部職員との調整、被災市区町村の被害状況や応援職員のニーズ把握、被災都道府県をはじめとする関係機関及び総務省との連携など
- ② **構成** 災害マネジメント総括支援員と災害マネジメント支援員など数名で構成するチーム
- ・災害マネジメント総括支援員：災害対応に関する知見を有し、地方公共団体における管理職等の経験などを有する者
  - ・災害マネジメント支援員：避難所運営業務や罹災証明の交付業務などの災害対応業務に関する知見を有する者
- |              |  |                |                           |        |
|--------------|--|----------------|---------------------------|--------|
| 総括支援チームの活動事例 | ○ 対口支援に先立ち先遣隊として派遣される事例                                      | 総括支援チームの構成イメージ | 災害マネジメント総括支援員 (GADM)      | (1名)   |
|              | ○ 被災市区町村が行う災害マネジメントの支援を行う事例                                  |                | 災害マネジメント支援員 など災害対応に知見のある者 | (1~2名) |
|              | ○ 被災市区町村の被害状況の把握<br>・被災市区町村の被害状況の把握<br>・応援職員に依頼する業務及び必要人数の把握 |                | 連絡調整要員                    | (1~2名) |
- 被災市区町村が行う災害マネジメントの支援を行う事例
- ・応援職員に関する受援体制の確保に関する助言
  - ・災害対応についての首長への助言
  - ・避難所運営、罹災証明書の交付など個別業務に関する助言 等

## (2) 避難所の運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務の支援（「対口支援チーム」の派遣）

### 「対口支援チーム」



- ① **役割** 避難所の運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務の支援
- ② **構成** 都道府県又は指定都市を、原則として1対1で被災市区町村に割り当て
- 都道府県は管内市区町村と一体的に支援
  - 原則として、総括支援チームとセットで決定

# 石川県内の対口支援団体の決定状況

三重県は輪島市に  
総括支援チーム  
(本部運営支援)  
対口支援チーム  
(マンパワー)  
を派遣

＜総括支援チームの派遣状況＞  
※都道府県には域内市町村職員を含む。

被災県	被災市町	派遣団体	派遣時期
石川県	輪島市	三重県	1月4日より活動開始
	珠洲市	浜松市	1月3日より活動開始
	能登町	滋賀県	1月3日より活動開始
	穴水町	静岡県	1月3日より活動開始
	七尾市	名古屋市	1月3日より活動開始
	志賀町	愛知県	1月3日より活動開始
	6市町	6県市	—

※都道府県には域内市町村職員を含む

被災県	被災市町	派遣団体
石川県	輪島市	三重県、徳島県、大阪府、大阪市、堺市、東京都、川崎市、北海道、長野県、静岡県、岐阜県、愛媛県、広島県、山口県、高知県、北九州市、福岡市、熊本県、宮崎県、鹿児島県
	珠洲市	浜松市、福井県、兵庫県、神戸市、山梨県、千葉県、千葉市、熊本市、長崎県、大分県

	能登町	滋賀県、和歌山県、茨城県、宮城県、岩手県
	穴水町	静岡県、奈良県、栃木県、福岡県
	七尾市	名古屋市、京都府、京都市、埼玉県、さいたま市、相模原市、沖縄県、秋田県
	志賀町	愛知県、鳥取県、神奈川県、横浜市、岡山市、佐賀県、広島市、青森県、山形県
	中能登町	岐阜県
	羽咋市	長野県
	津幡町	相模原市
	かほく市	群馬県
	加賀市	静岡市
	宝達志水町	札幌市
	内灘町	仙台市、香川県
	金沢市	仙台市、島根県
富山県	氷見市	福島県、岡山県
	高岡市	広島市
	射水市	青森県
新潟県	新潟市	山形県、秋田県
3県	18市町	63都道府県市

出典：内閣府：  
令和6年能登半島地震に係る  
被害状況等について、令和6年6月4日

## 被害認定調査に従事した団体

### ● 1次調査体制

#### ● 動員数

- 6団体97人

#### ● 1次調査とは

- 建物の外観から調査（屋根・壁・基礎）
  - 壁の損壊割合から内部を推定

### ● 2次調査体制

#### ● 動員数

- 18団体171人

#### ● 2次調査とは

- 1次調査結果に不服がある被災者が申請
- 建物内部も調査対象
- 申請者の立会必要

表1 被害認定調査に従事した対口支援団体等

対口支援団体等	1次調査人員数	2次調査人員数	業務開始日	対口支援団体決定日
北九州市	20	10	1月22日	1月18日
福岡市	12	6	1月22日	1月18日
熊本県	26	26	1月25日	1月18日
広島県	20	18	1月25日	1月18日
山口県	11	10	1月25日	1月18日
高知県	8	10	1月25日	1月18日
静岡市	-	3	3月29日	1月7日
石川県	-	6	4月2日	-
東京都	-	10	4月3日	1月4日
岐阜県	-	3	4月4日	1月13日
鹿児島県	-	20	4月8日	3月26日
宮崎県	-	20	4月8日	3月26日
長野県	-	6	4月13日	1月7日
堺市	-	1	4月16日	1月4日
三重県	-	12	4月16日	1月2日
川崎市	-	4	4月18日	1月4日
大阪市	-	2	4月19日	1月4日
日本不動産鑑定士協会連合会	-	4	5月3日	-
合計	97	171		

出典：3) 藤原宏之、上杉英一：令和6年能登半島地震における輪島市から対口支援団体への権限委譲過程に着目した業務運営体制の実態解明—被害認定調査を対象とした総括支援チームの活動を通じて—、自然災害科学、Vol.43 No.3、pp.483-507、2024.

令和6年能登半島地震への出張回数と日数（藤原）

出張回数	出発	帰庁	出張日数
第1回	1月3日	1月10日	8
第2回	1月14日	1月26日	13
第3回	2月7日	2月14日	8
第4回	2月27日	3月5日	8
第5回	3月11日	3月17日	7
第6回	3月29日	4月10日	13
第7回	5月3日	5月12日	10
第8回	5月27日	6月1日	6
合計日数			73

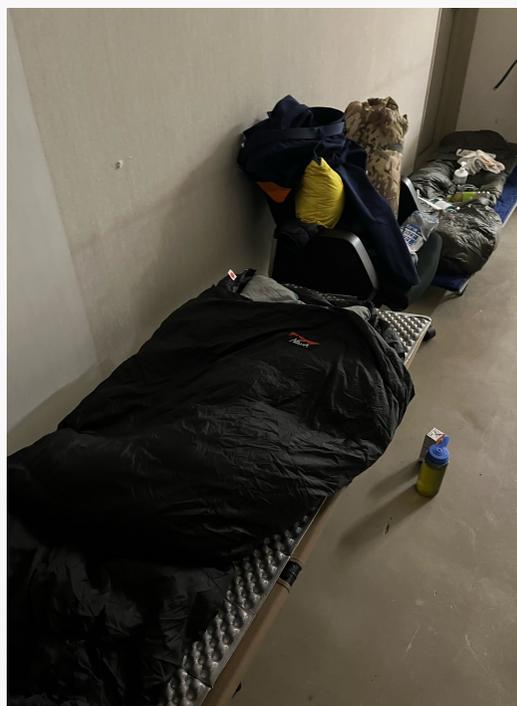
## 災害対応全般に係る業務＋被害認定調査業務を実施

派遣期間		期間（日）	被害認定調査業務	その他の主な活動
開始	終了			
1月3日	1月10日	8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 輪島市の検討状況確認</li> <li>・ ロードマップの作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対口支援団体と輪島市の調整スキーム設計</li> <li>・ オンライン情報共有会議（JVOAD主催）にて避難所運営へ助言できるNPOの募集および調整</li> <li>・ 応援職員用ベースキャンプの確保</li> </ul>
1月14日	1月26日	13	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施体制の構築</li> </ul>	

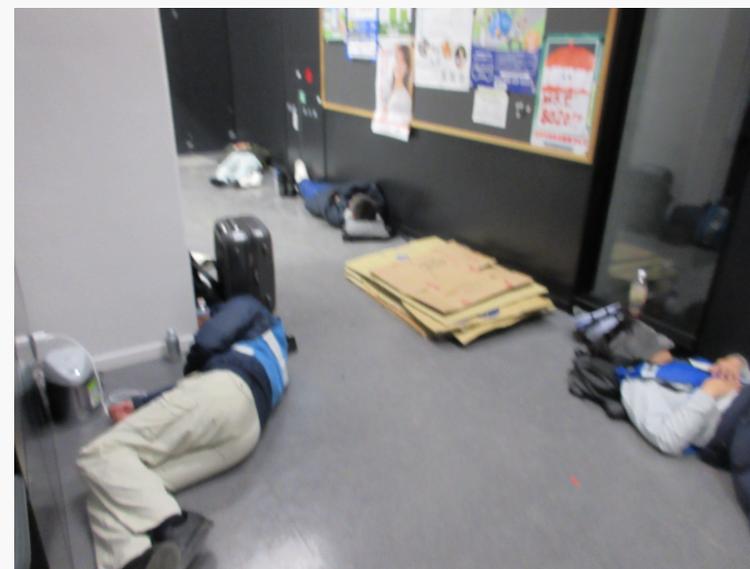
## 輪島市職員・応援職員の多くは床で仮眠



▲税務課職員  
後に北九州市から  
簡易ベッドが提供され改善  
（三重県隊撮影）

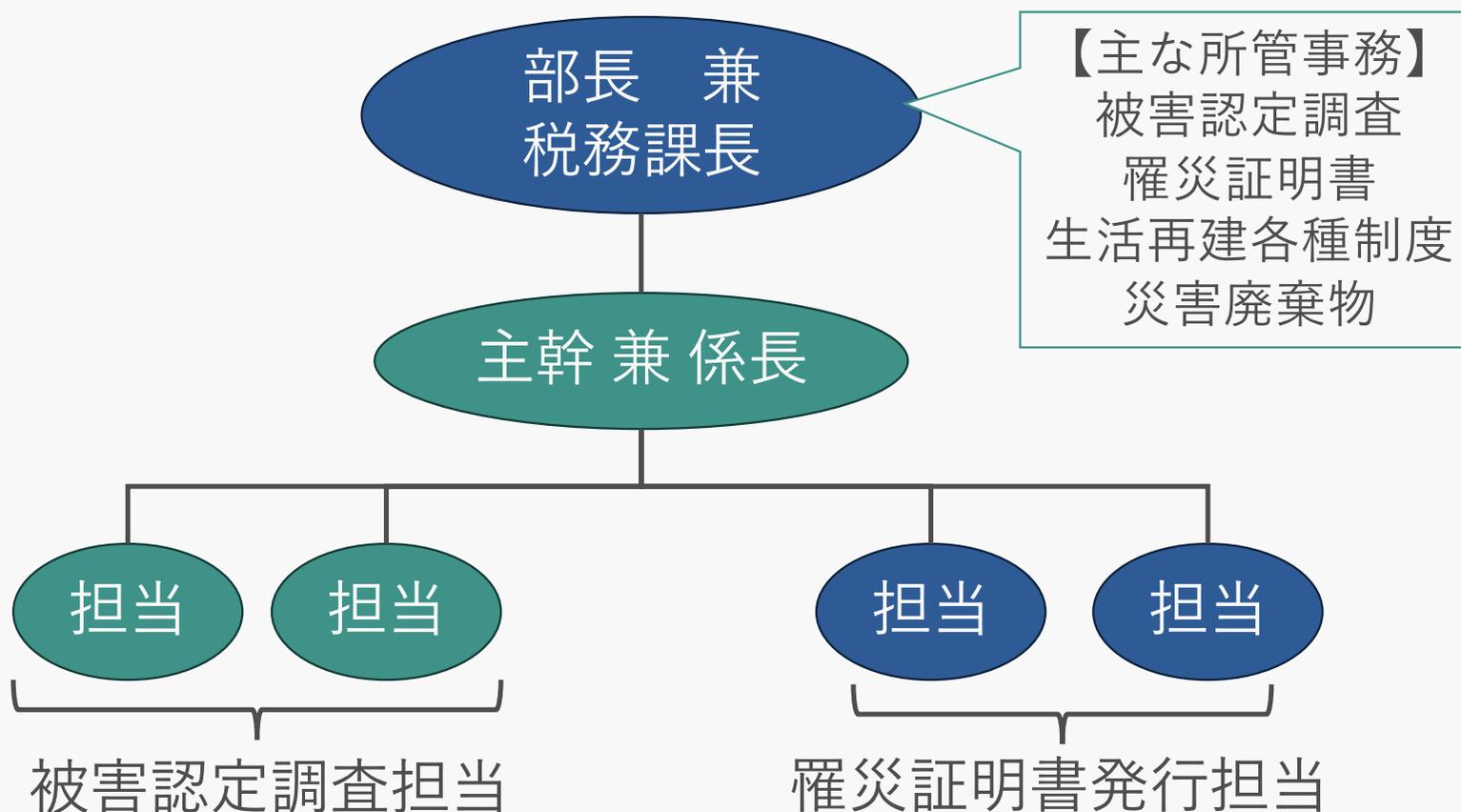


▲藤原の寝床（藤原撮影）  
役所2Fトイレ前 暖房無し



▲応援職員  
（三重県隊撮影）

## 被害（業務）に対して圧倒的な人員不足



## 全棟調査を前提とした企画が求められた

### 1月6日

- **状況確認（初顔合わせ）**
  - 全棟調査
    - 平成19年能登半島地震で全棟調査を実施したことを確認
  - 被災建築物応急危険度判定のデータを用いて被害認定調査の判定を行う計画有
    - 輪島市職員が企画
      - 被災建築物応急危険度判定担当

### 1月7日

- **被害認定調査に係るロードマップを作成、提示**
  - 全体数の見積もり
  - 編成班数
  - 一次調査の予定期間
  - 焼失区域の取り扱い

## 応援要請から数日間で約100人体制の組織構築が求められた

### 1月17日

- 応援要請
  - キャンピングカーの到着決定
  - システムへのデータセットアップ



### 1月18日

- 11:30 3団体決定
  - 広島県
  - 山口県
  - 高知県
- 18:00 3団体追加
  - 熊本県
  - 北九州市
  - 福岡市



### 1月19日

- 被害認定調査計画の送付
  - 段階的な増員を依頼
- 輪島市職員による被害認定調査開始
- 焼失区域の罹災証明書発行開始



## 応援要請から数日間で約100人体制の組織構築が求められた

### 1月20日

- 先遣隊到着
  - 北九州市・福岡市
    - 段階的増員の計画は把握せず
- 22日に調査員到着判明
  - 北九州市(16)
  - 福岡市(10)
- 24日に調査員到着判明
  - 広島県(20)
  - 山口県(12)
  - 高知県(8)
  - 熊本県(26)

### 1月21日

- 「24日100人受け入れ大作戦」への参画依頼
  - 先遣隊
    - 北九州市
    - 福岡市

### 1月22日-24日

- 「24日100人受け入れ大作戦」の実施
  - 役割分担
  - 進捗報告
- その他決定事項
  - 24日集結延期(雪)
  - 25日に開始式の実施
  - 幹事団体輪番制の提案

24日100人受け入れ大作戦（21日～23日の業務）（現場で提示した資料）

## 対口支援団体

- シフト係
  - シフト
    - 24日の調査割
    - 24日からのシフト作成
      - 被害認定調査（端末アカウント含む）・被災者生活再建窓口・コールセンター
    - 車両の確認
  - LOGOチャット
    - 使い方
    - 設定方法
    - アカウント数
    - LOGOチャットでの報告ルール
- 評価手順係
  - スマートフォン使い方マニュアル作成（調査手順書）
  - 23日に輪島市職員とマニュアル作成を目的とした調査
- 被害認定調査事務所係
  - 応急危険度判定で使用した物品等の運搬
  - 事務所のレイアウト作成
  - 必要備品の搬入・セッティング

## 福岡市

## 輪島市

- 全体スケジュール
- 24日説明資料作成
- 対口支援団体のロジ調整
- 応急危険度判定データによる全壊判定の実装調整
- 震災前後標高データによる全壊判定の実装調整

## 北九州市

# 自治体応援職員100人体制による輪島市被害認定調査開始式

## 式典の流れ

### ● 式典

- 輪島市長挨拶
- 応援自治体の紹介
- 対口支援団体代表（北九州市）挨拶

### ● 終了後

- 現状、目標の説明（藤原）
- マニュアル説明（北九州市）
- リーダー打ち合わせ
  - 幹事団体輪番制を決定
  - 1日の流れを確認
- 調査開始（北九州市・福岡市）
- 翌日(26日)から6団体で調査が開始されたことから権限委譲が完了



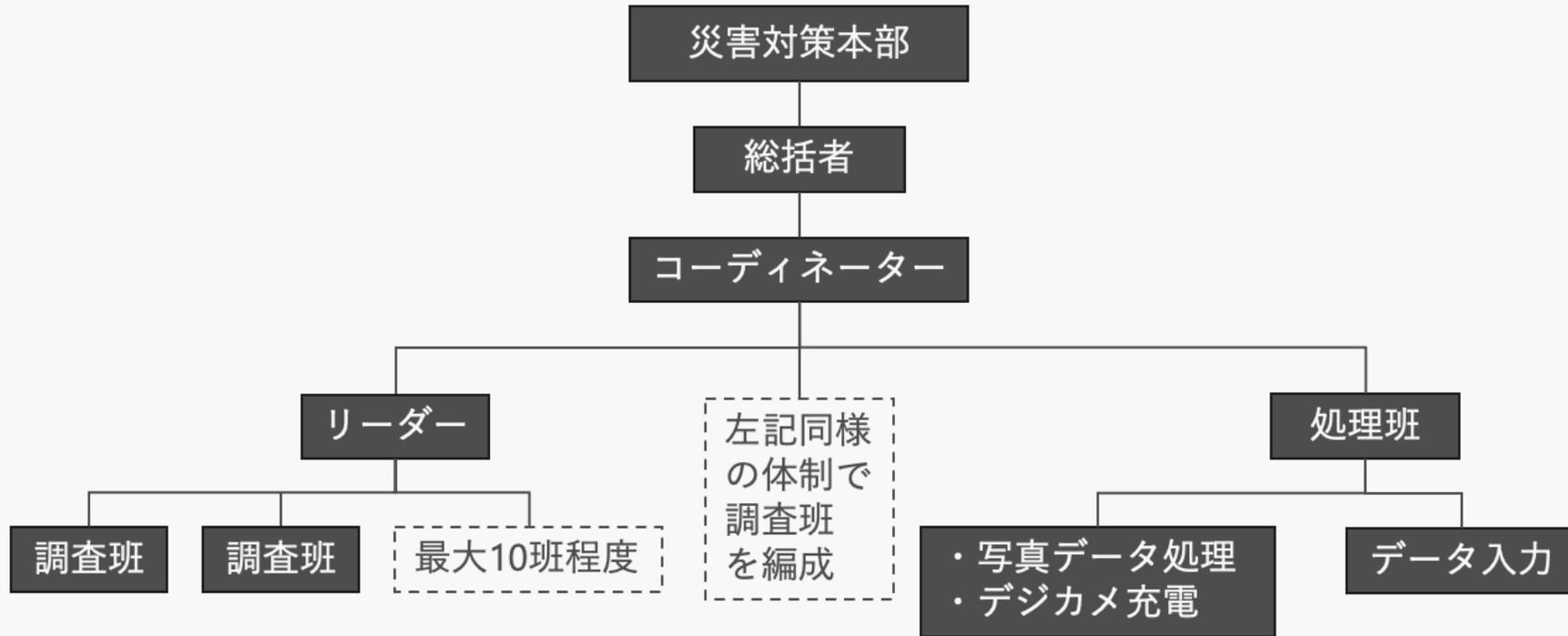
▲式典：市長挨拶



▲修了後：北九州市によるマニュアル説明

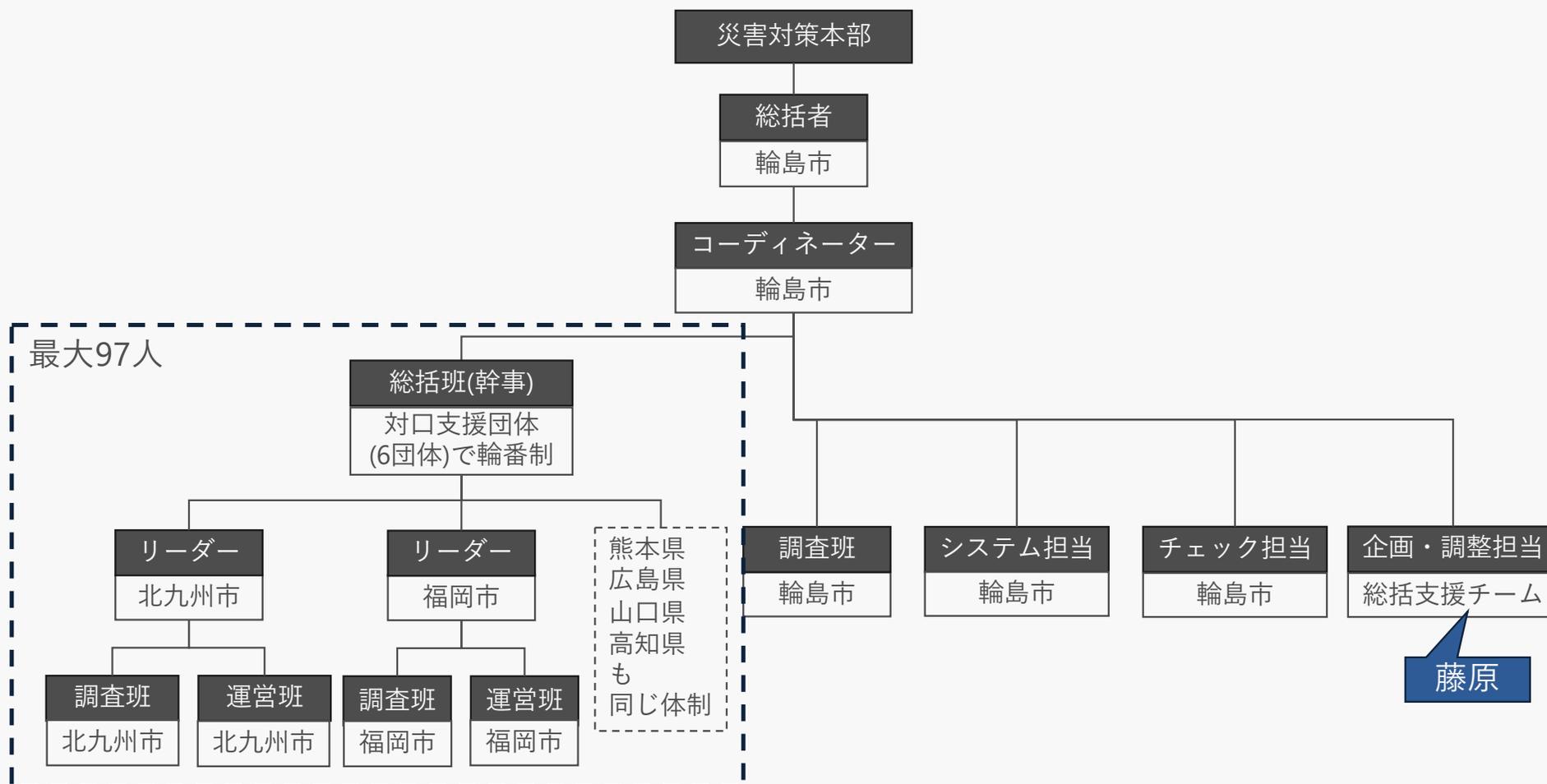
写真：藤原撮影

# 内閣府: 「被害認定実施体制手引き」を基に作成



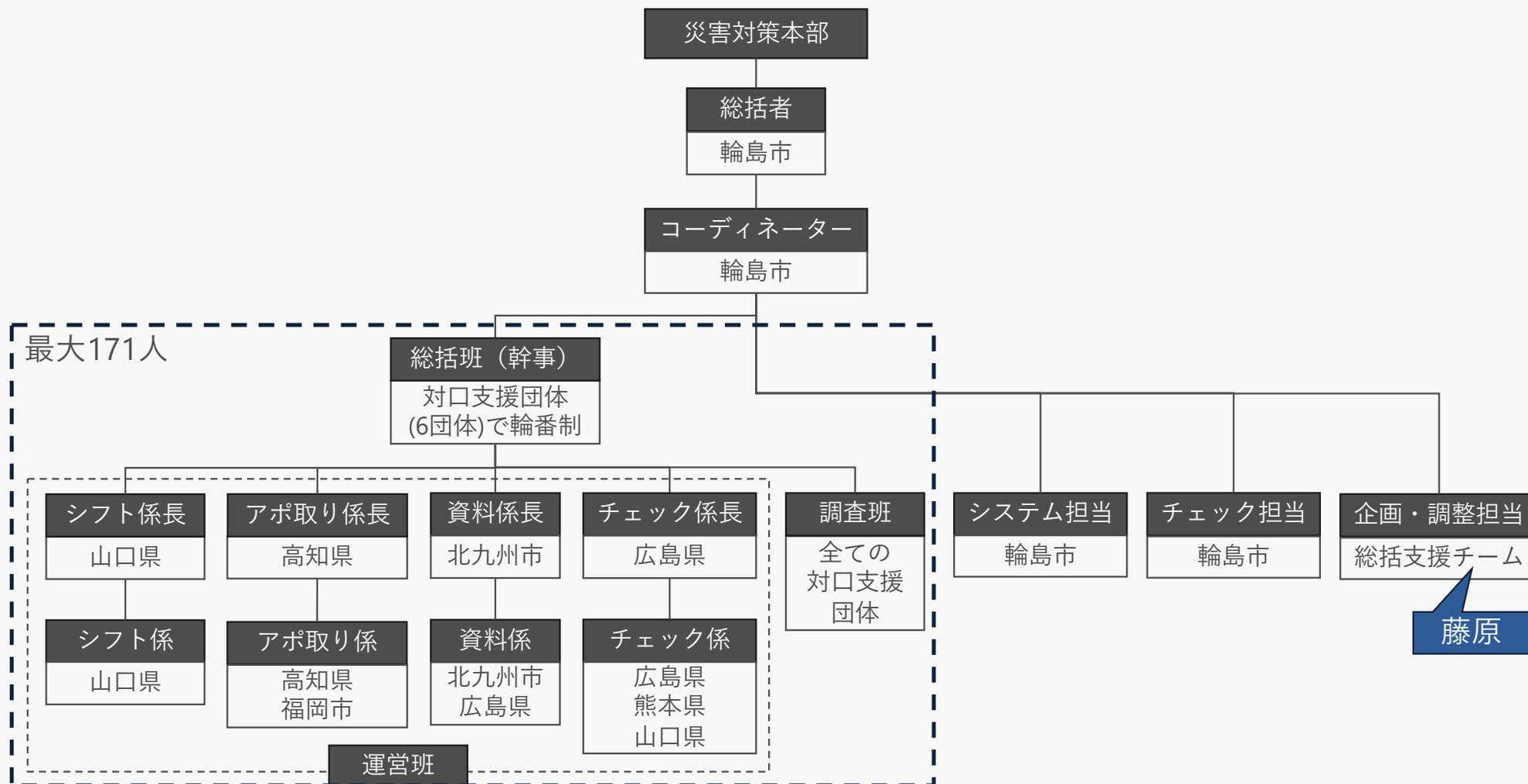
出典：3) 藤原宏之、上杉英一：令和6年能登半島地震における輪島市から対口支援団体への権限委譲過程に着目した業務運営体制の実態解明—被害認定調査を対象とした総括支援チームの活動を通じて—、自然災害科学、Vol.43 No.3、pp.483-507、2024.

# 1次調査体制



出典：3) 藤原宏之、上杉英一：令和6年能登半島地震における輪島市から対口支援団体への権限委譲過程に着目した業務運営体制の実態解明—被害認定調査を対象とした総括支援チームの活動を通じて—、自然災害科学、Vol.43 No.3、pp.483-507、2024。 一部加筆

# 輪島市：2次調査体制（4月7日時点）



出典：3) 藤原宏之、上杉英一：令和6年能登半島地震における輪島市から対口支援団体への権限委譲過程に着目した業務運営体制の実態解明—被害認定調査を対象とした総括支援チームの活動を通じて—、自然災害科学、Vol.43 No.3、pp.483-507、2024. . . に一部加筆

# 30種類の業務のうち 24種類の業務で権限 委譲が行われた

## ● 権限委譲が可能な業務

### ● 被災自治体の監督責任に 基づく業務以外

- 災害対策本部との連絡調整
- 調査に関する企画の承認
- システム関係者との連絡調整（委託の監督責任）
- 調査結果の修正
- 輪島市職員が実施したが  
権限委譲可能な業務
  - 資機材管理
  - 調査結果データの管理

出典：3) 藤原宏之、上杉英一：令和6年能登半島地震における輪島市から対口支援団体への権限委譲過程に着目した業務運営体制の実態解明—被害認定調査を対象とした総括支援チームの活動を通じて—、自然災害科学、Vol.43 No.3、pp.483-507、2024。

表5 業務をカテゴリ別に分類した結果と応援職員への権限委譲の有無

カテゴリ	サブカテゴリ	業務	1次調査体制	2次調査体制
災害対策本部との連絡調整		災害対策本部との連絡調整	●	●
		調査の進捗管理	○	○
		調査スケジュールの設定	○	○
		課題に対する対応方針の企画	○	○
		プロジェクトの企画・進行管理	○	○
		調査に関する企画の承認	●	●
		会議の運営・記録	○	○
		「調査員の声」の管理	-	○
		他自治体の対応状況に関する情報収集	○	○
		調査方法に関する情報収集	○	○
組織運営管理業務	組織の運営	気象情報の収集	○	○
		調査地域、調査班、調査員のコーディネート	○	-
		資源調達	○	○
		資機材管理	●	●
		シフト作成	-	○
		対口支援団体との連絡調整	○	○
		対口支援団体間の調整	○	○
		所属する対口支援団体の総括	○	-
		システム関係者との連絡調整	●	●
		調査業務		調査精度の確保（調査票の確認、疑問点等の統一等）
調査票の入力	○			○
被害認定調査の実施	○			○
現場からの質問等への対応	○			○
写真データ整理	○			○
調査地図、調査票の準備	-			○
2次調査マニュアルの更新	-			○
調査計算結果の確認	-			○
調査結果の修正	●			●
調査結果データの管理	●			●
アポ取りの架電	-	○		

● = 輪島市職員のみが担った業務 ○ = 応援職員へ権限委譲した業務

(1) 受援が必要となる背景

(2) 令和6年能登半島地震での対応

**(3) 応援職員への権限委譲の要点**

## 状況認識の統一を実現した上で、会議で役割分担を決定

### ● 状況認識の統一

- 被害および対応状況を報告資料に集約し、会議を通して審議・承認・共有した上で対応方針と方向性を決定してはじめて実現できる<sup>4)</sup>

### ● 権限委譲の時点

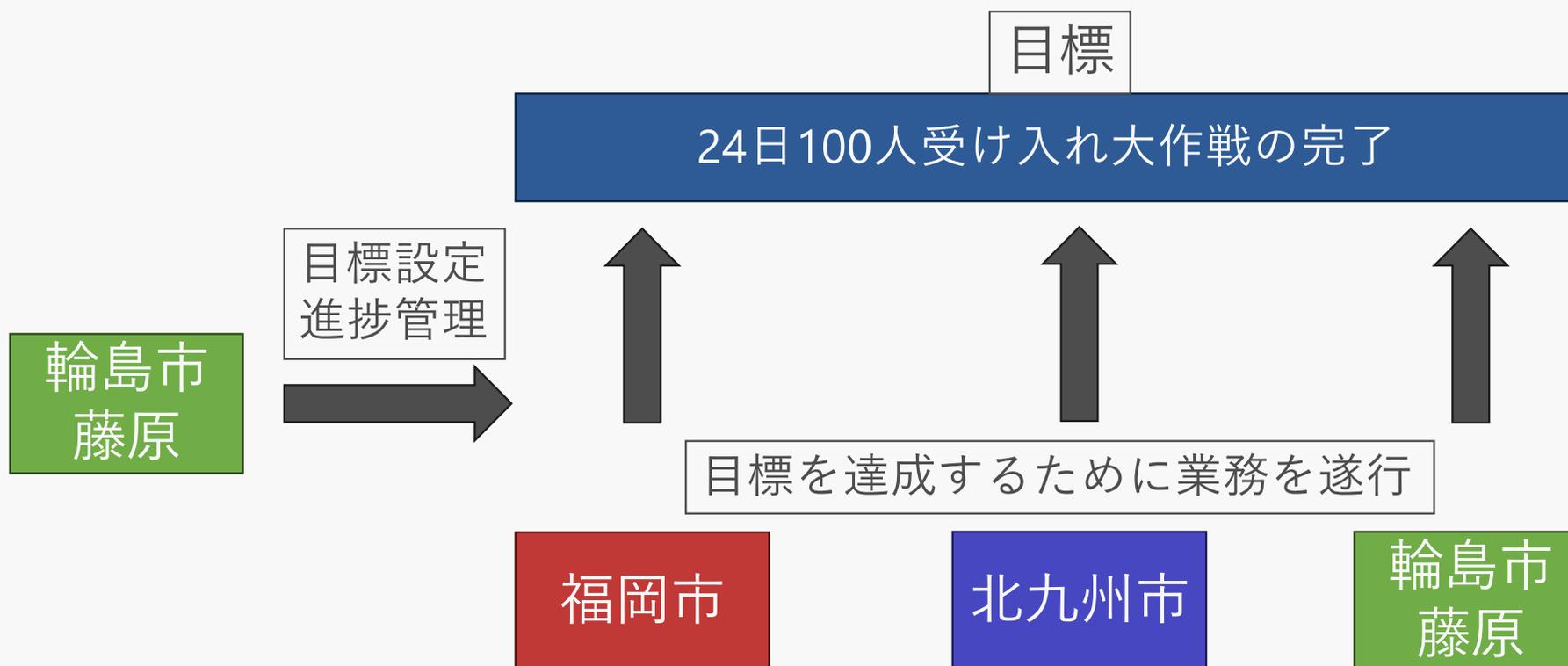
- 業務運営体制構築時点から応援職員への権限委譲が可能

スライドNo	スライドタイトル	スライドの目的
1	被害認定調査に関する状況共有と対応方針	輪島市の承諾を得た資料を、著者が輪島市に代わりに説明していることを示すために、輪島市税務課資産税係の名前を入れた。
2	罹災証明書の発行完了までのロードマップ (イメージ)	現状と対応方針を共有すること。
3	一次調査完了 (全棟：約31,000棟) イメージ	
4	調査対象家屋数を減らすための作戦	
5	全壊判定タスクイメージとスケジュール	
6	輪島市被害認定調査組織図	
7	現地調査タイムスケジュール	体制を共有すること。
8	調査事務所タイムスケジュール	
9	チーム編成・持ち物	
10	24日100人受け入れ大作戦 (21日～23日の業務)	体制を構築するために必要な業務と期限を共有すること。
11	今後の課題	2次調査の方法を別途検討する必要があることなど、今後の課題を共有すること。
12	資料に関する問い合わせ先	疑問点等の問い合わせ先を示すこと。

## 得られた知見：応援職員への権限委譲がなぜ機能したのか

38

「災害対応にかかわるすべての組織が応急対策における同一の目標を共有し、それを達成するために業務を遂行すること」<sup>5)</sup>が実践された



## 本日本お伝えしたいこと

業務運営体制の立ち上げから受援の範囲となり得る

→北九州市・福岡市と共に、執務環境やマニュアル整備

応援職員に対して権限委譲するための要点

→目標も含めた状況認識の統一を行うこと。

→目標を達成するための役割分担を行い、進捗管理を行うこと。

- 1)古賀元也，森下功啓，大庭知子，辛島一樹：熊本地震後の住宅再建プロセスにおける再建費用と再建期間の実態と課題 熊本県 益城町を対象とした被災者の意識調査の分析，日本建築学会計画系論文集，第88巻，第806号，pp.1302-1312，2023.
- 2)総務省九州管区行政評価局：大規模災害時における罹災証明書の交付等に関する実態調査-平成28年熊本地震を中心として-結果報告書，2018.
- 3)藤原宏之、上杉英一：令和6年能登半島地震における輪島市から対口支援団体への権限委譲過程に着目した業務運営体制の実態解明—被害認定調査を対象とした総括支援チームの活動を通じて—，自然災害科学，Vol.43 No.3，pp.483-507，2024.
- 4)田口尋子，林春男，北田聡：逆算式アプローチによる「取りまとめ報」作成手法の提案—効果的な状況認識の統一の実現—地域安全学会論文集，No13，pp.433-442，2010.
- 5)近藤民代，越山健治，林春男，福留邦洋，河田恵昭：新潟県中越地震における県災害対策本部のマネジメントと状況認識の統一に関する研究-「目標による管理」の視点からの分析-，域安全学会論文集，No8，pp.183-190，2006.